

平成 26 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名 新日本空調株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 薫
コード番号 1952 (東証 第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 楠田守雄
T E L 03-3639-2700

独占禁止法違反容疑に関する再発防止策について

平成 26 年 3 月 4 日、当社および当社関係者は、北陸新幹線の設備工事の入札に関して、独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁より起訴されました。

かねてより法令順守や公正な競争の推進等を企業行動憲章に掲げ、役員ならびに職員に対する指導、教育を行ってまいりましたが、このような事態を招いてしまったことは誠に遺憾であり、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止に向けてコンプライアンスの一層の強化、徹底を図り、信頼回復に努めてまいり所存であります。

つきましては、再発防止策を下記のとおり実施することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 独占禁止法の順守をはじめとしてコンプライアンスの徹底を図るため、「当社はコンプライアンスに違反した仕事のやり方、利益の追求は絶対に行わない。」旨を全役職員に対し社長名で宣言いたしました。
2. 上記宣言の確実な遂行を図るため、全役職員に「コンプライアンス宣言書」を改めて提出させます。
3. 会社経営に関わるリスクに対応するため、社長を委員長とし、社外有識者を含めた経営倫理委員会を設置し、ガバナンスの強化に努めてまいります。
4. 営業本部長を委員長とした受注プロセス監視委員会を設置し、受注プロセスの適切性を評価、監督いたします。
5. 内部統制部による業務監査において監督強化に努めてまいります。
6. 独占禁止法順守マニュアルによる社内研修および外部講師による研修を実施し、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。
7. 独占禁止法に精通する社外有識者を窓口とした相談ルートを設け、コンプライアンス違反の未然防止に努めてまいります。

以 上